

様式第3号（第3条関係）

第 R8-15 号

令和8年5月14日

徳島県板野郡北島町鯛浜字西ノ須 162 番地 9

株式会社はなおか

代表取締役 花岡 秀芳 様

高松市長 大 西 秀



開発行為

許 可
不 許 可

 通知書

令和8年4月30日付けで申請のあった開発行為については、次のとおり

許可する

 ので、都市計画法第35条第2項の規定により通知します。
許可しない

1 許可の条件（不許可の理由）

- ・安全施設を完備して施工すること。
- ・排水施設を完備すること。
- ・1号～5号、7号、8号、10号～17号、19号、20号、22号重力式擁壁の載荷重は 5.0kN/m²以下とすること。
- ・6号、9号、18号、21号重力式擁壁の載荷重は 10.0kN/m²以下とすること。
- ・擁壁の基礎地盤は、設計地盤反力度を確保すること。

2 土地の所在、地番、面積

高松市六条町 字上川西

1113 番 1、同番 2、同番 4、同番 5、1114 番 1、1117 番 1、1118 番 1、同番 4、
同番 6、1119 番 2、1120 番 2、1121 番

及び地先水路

9,906.57 平方メートル

3 予定建築物等の用途

一戸建ての住宅[非自己の居住用]

注

- 1 工事完了届を提出し、検査済証を受領後、建築基準法による確認を得て工事に着手してください。
- 2 当該工事は、宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の許可を受けたものとみなすことから、別紙の注意事項に留意して工事を実施してください。

備考 この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画に関する法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を遵守してください。また、工事期間中は安全管理を十分行い、適切に工事をしてください。

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、高松市開発審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができません。
- 2 1にかかわらず、この処分について不服がある場合であって、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、この処分があったことを知

った日の翌日から起算して3か月以内に公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます（この場合においては、審査請求をすることができません。）。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、裁定の申請をすることができなくなります。

(別紙)

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の注意事項

- ・ 工事現場には、見やすい場所に下記の標識を工事完了検査のある日まで掲示すること。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識				
様式第二十三				
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識				
90センチメートル以上				
{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 特定盛土等に関する工事の届出} 済標識				
1	工事主の住所氏名		見取図	
2	許可番号	第	号	
3	許可又は届出年月日		年 月 日	
4	工事施行者の氏名			
5	現場管理者の氏名			
6	盛土又は切土の高さ		メートル	
7	盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル	
8	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
		切土	立方メートル	
9	工事着手予定年月日		年 月 日	
10	工事完了予定年月日		年 月 日	
11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の 高松市部局名称連絡先		高松市住宅建設部 建築指導課 087-839-2488	

70センチメートル以上

50センチメートル以上

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

- ・ 定期報告を要する工事にあつては、許可日から3ヵ月ごとに定期報告書により報告すること。